

藤沢市中学校給食センター整備運営事業
質問及び意見に対する回答（2026/10/30時点版）

No	質問 意見 の別	質問対象	頁	大 項目	中 項目	小 項目	ア	項目名	内容	市からの回答
1	質問	募集要項	3	Ⅱ	6				南側の基準法上道路について「幅員約3m 42条2項道路として指定」との記載がありますが、本事業にあたって道路後退を行う必要はありますでしょうか。	後日別途公表いたします。
2	質問	募集要項	3	Ⅱ	6				事業用地の概要、接道条件、南側の接道について 建築指導課に調査に伺った所、南側の42条2項道路は未確定であり、確定をさせるためにどのようにするか（4mの幅員を）協議中と聞きました。42条2項道路が未確定のまま、開発や建築の申請等を進めることができるのか、確定まで相当な時間を要することになった場合、全体スケジュールに影響がでる可能性がないかについて伺いたい。	後日別途公表いたします。
3	質問	募集要項	3	Ⅱ	6				事業用地の概要、接道条件、南側の接道について 開発業務課に調査に伺った所、事前協議を行わないと正確な話はできないとのことでしたが、開発の対象となる場合、計画地の接道部分から、幅員9m以上の道路に至るまでの道の幅員を4m以上（必要な幅員は条件により変わる）にする必要があると思われるという話を聞きました。建築指導課では42条2項道路（未確定）をどうしたら4m確保できるかを協議していると聞いたが、これにより解消できるものなのか、質問No2同様、確定まで相当な時間を要することになった場合、全体スケジュールに影響が出る可能性がないかについて伺いたい。	後日別途公表いたします。
4	質問	募集要項	7	Ⅱ	11				【竣工・引渡し期限と開業準備期間】 募集要項は施設の所有権移転を令和12年1月、開業準備を同年2～3月とする一方、要求水準書23頁第2・5(2)は「1～2月頃までに工事を竣工」としています。1月末までに引渡しを完了し、2月当初から約2か月間の開業準備ができる状態とする必要があるとの理解でよろしいでしょうか。2月竣工も認められる場合は、引渡し期限及び必要な開業準備期間の考え方を明確にしてください。	竣工日程は、試運転や本施設の取扱いに対する習熟、調理・配送リハーサル等の開業準備業務が十全に実施できる範囲において、事業者の提案事項とします。

No	質問意見の別	質問対象	頁	大項目	中項目	小項目	ア	項目名	内容	市からの回答
5	質問	募集要項	7 9 20 26	Ⅱ Ⅲ	11 2 9 20				<p>【質問：SPC設立等の工程とスケジュール見直しの可否】</p> <p>上記の意見を踏まえ、次の点をご教示ください。</p> <p>①SPC設立・出資払込・登記、契約協議、金融機関との調整、会計・税務上の準備について、市が想定する工程及び仮契約締結までに完了を求める事項を、設立後又は本契約後に順次対応できる事項と区分してお示しください。</p> <p>②募集要項9頁の「今後、日程を変更する場合があります」との記載を踏まえ、実務上必要な期間を確保するため、選定後のスケジュールを見直すことは可能でしょうか。可能な場合は対象日程、協議方法及び判断・公表時期を、見直さない場合はその理由及び現行日程での実行可能性をどのように確認しているかをご教示ください。</p> <p>③準備・契約期間を延長する場合、設計・建設・開業準備期間を圧縮するのではなく、必要に応じて供用開始時期を含む全体工程を再検討することは可能でしょうか。</p>	<p>①仮契約締結時までに、構成企業の出資によるSPCの設立（出資払込及び設立登記を含む。）及び仮契約締結に必要な手続きを完了してください。口座開設、融資契約、会計・税務上の体制整備等については、事業の実施に支障が生じないことを前提として、SPC設立後又は事業契約締結後に順次対応することも可能です。</p> <p>②選定後のスケジュールを延長した場合、設計・建設及び開業準備に充てる期間が短くなり、施設整備の品質確保等に影響するおそれがあるため、現時点において、選定後のスケジュールを見直す予定はありません。募集要項に示す日程を前提としてご提案ください。</p> <p>③供用開始時期は、市の学校給食の実施計画と一体で設定しており、変更した場合には関係校、生徒・保護者その他の関係者に広く影響が及ぶため、現時点において、供用開始時期を含む全体工程を見直す予定はありません。</p>
6	質問	募集要項	8	第2	12	(2)			(2) 開業準備及び維持管理・運営に係るものの固定料金と変動料金ですが「これらの具体的な設定については、事業者の提案によるものとし」と記載がありますが内訳は市として大まかな割合を考えているのでしょうか？	固定料金及び変動料金の内訳は、事業者の想定に基づき提案いただくものであるため、市として想定する割合は公表しません。
7	質問	募集要項	9	Ⅲ	2				募集及び選定スケジュールに関して、11月下旬に競争的対話が実施されていますが、対話の申込締切予定日（対話時の質問書の受付締切日）と対話結果の公表予定日をご教示ください。	対話の申込締切予定日は11月9日、対話日は11月17日または11月20日を予定しています。対話結果の公表予定日は、現時点では12月4日を予定しています。
8	質問	募集要項	9 20 25 26	Ⅲ	2 9 20				<p>【意見：SPC設立等を踏まえた準備期間の確保】</p> <p>募集要項では、令和9年3月上旬の優先交渉権者決定、3月下旬の基本協定締結、5月上旬の仮契約締結、6月上旬の事業契約締結を予定し、仮契約締結時までにSPCの設立を求めています。</p> <p>SPCの出資条件・定款等の調整、各構成企業の社内決裁、出資払込・設立登記に加え、口座開設、資金調達・契約協議、設立前後の立替費用の精算・会計処理の整理及び経理体制の整備まで見据えると、年度末・年度初めを挟む現行日程は非常にタイトで、適正かつ確実に手続きを進めるには実務上無理のある設定と考えます。</p> <p>前回の実施方針回答No.19に示された提案期間の調整とは別に、選定後の実務に必要な期間を確保するよう、基本協定・仮契約・事業契約等のスケジュールの見直しを要望します。</p>	No.5の回答を参照ください。
9	質問	募集要項	9 24	Ⅲ	2 15				プレゼンテーションの実施時期について、9ページの選定スケジュール表には3月上旬と記載されていますが、24ページには「（時間等詳細は、応募者代表企業に個別に連絡します。2027年2月を予定）」と記載されています。スケジュール表を正と考えてよろしいでしょうか。	スケジュール表が正となります。10月8日に募集要項を修正しております。
10	質問	募集要項	10	Ⅲ	1	(1)	ア		一時支払金に関して、「①学校給食施設の新増築にかかる交付金480,700千円」には、消費税及び地方消費税が含まれていると理解してよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
11	質問	募集要項	10	Ⅲ	1	(1)	ア		一時支払金の「③起債（単独分）」に関して、「記載対象となる設計・建設工事に係る費用の合計額」は、消費税及び地方消費税を加算したうえで算出する必要があると理解してよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。

No	質問 意見 の別	質問対象	頁	大 項目	中 項目	小 項目	ア	項目名	内容	市からの回答
12	質問	募集要項	11	Ⅲ	1	(1)	イ		令和8年10月7日の基準金利を公表していただけないでしょうか。	基準金利の公表はできません。
13	質問	募集要項	11	Ⅲ	4	(1)	イ		基準金利は、令和8年10月7日の利率を用いて割賦料を提案することとしますが、金額算定の条件をそろえるために、明示していただけますでしょうか。	No. 12の回答を参照ください。
14	質問	募集要項	11	Ⅲ	4	(2)	ア		<p>【提案価格算定用の年間提供食数】</p> <p>15年間の変動料金総額を同一条件で算定するため、提案価格に用いる各年度の年間提供食数及び稼働日数をご教示ください。最大6,000食／日と、要求水準書3頁の1校当たり平均170日程度・最大190日程度のどの組合せを用いるのか、生徒数推計等を年度別に反映するのかを確認したく存じます。通常食とアレルギー対応食の内訳を含め、共通の算定条件をご提示ください。</p>	年間提供食数については、提案においては、各年度とも令和12年度の通常給食対象校の生徒数及び令和8年度の通常給食対象校職員数並びにアレルギー対応食100食の合計食数を基準として提供食数を算定してください。 また、稼働日数については、提案上では稼働日を年間196回、年間で提供する給食回数を175回としてください。
15	質問	募集要項	11	Ⅲ	4	(1)	ウ		<p>【物価改定の算定方法と初回改定】</p> <p>委託料は物価変動に基づき年1回改定するとされています。維持管理人件費、保守・清掃等の委託費、修繕・更新費、光熱水費及び廃棄物処理費について、適用指標、基準月、改定の閾値・算式及び反映時期をご教示ください。併せて、提案から令和12年の供用開始までの物価変動を初年度委託料に反映する方法及び初回改定時期をお示しください。</p>	事業契約書 別紙7サービス対価の金額と支払スケジュールを参照ください。 なお、令和12年度の委託料については、令和10年11月～令和11年10月の指標の平均値を用いて計算します。 また、廃棄物処理費は、◎運営業務 中の「・その他の費用」に拠り計算するものとします。
16	質問	募集要項	11	Ⅲ	4	(1)	ウ		<p>【人件費等の急変時の臨時改定】</p> <p>最低賃金、社会保険料等の法定負担又は電気・ガス等の単価が年度途中に大幅に変動し、通常の年1回改定では必要な費用増を反映できない場合、臨時に委託料を見直す協議は可能でしょうか。可能な場合の対象費目、適用条件、必要な根拠資料及び改定の適用開始時点をご教示ください。通常改定で用いる指数と実際の費用上昇に乖離がある場合の取扱いもお示しください。</p>	通常の年次改定では対応が困難と認められる場合には、委託料の見直しについて協議に応じるものとします。なお、詳細については、発生した事象や影響の程度を踏まえて個別に判断する必要があるため、現時点で一律の条件をお示しすることは困難です。
17	質問	募集要項	11 12	Ⅲ	4	(2)	アイ		<p>【食数確定後の給食中止・減食時の精算】</p> <p>原則として提供日の2稼働日前11時に実施給食数を確定した後、市・学校側の事情又は事業者の責めによらない事由で給食が中止・減食となった場合、変動料金に用いる食数はどのように算定しますか。12頁の201食減算の規定との適用関係及び、既に調理した給食等の追加廃棄処分費の取扱いをご教示ください。中止連絡時点により精算方法が異なる場合は、その区分もお示しください。</p>	提供日の2稼働日前の午前11時に実施給食数を確定した後、市又は学校の事情その他事業者の責めに帰すことのできない事由により給食が中止又は減食となった場合は、確定した実施給食数を提供給食数として変動料金を算定します。 なお、当該中止等により通常想定される範囲を超える廃棄処分費その他の追加費用が生じた場合は、事業者から根拠資料の提出を受け、市と事業者が協議のうえ取り扱うものとします。
18	質問	募集要項	11 12	Ⅲ	4	(2)	イ		<p>【検食・予備食等の変動料金への算入】</p> <p>変動料金の算定に用いる「提供給食数」には、生徒・教職員用に加え、市・学校長・事業者の検食、予備食及び保存食に相当する数量を含むのでしょうか。要求水準書48～49頁第5・6(2)(3)で調理を求める各区分について、料金算入の可否をご教示ください。算入しない区分は、その費用を固定料金又は通常の食単価に含めて提案する理解でよろしいでしょうか。</p>	提供給食数には、生徒・教職員用のほか、学校長及びセンターに常駐する市側職員の検食分を含みます。その他の、予備食、事業者の検食及び保存食に相当する数量は、変動料金には算入せず、固定料金又は通常の食単価に含めて提案してください。

No	質問 意見 の別	質問対象	頁	大 項目	中 項目	小 項目	ア	項目名	内容	市からの回答
19	質問	募集要項	13	Ⅲ	6	(1) (2) (4)			【専門再委託先の協力企業該当範囲】 協力企業はSPCから直接又は間接的に業務を受託する法人とされています。 維持管理企業が再委託する電気保安、機械警備、設備保守、害虫防除及び廃棄物収集運搬・処分等の専門業者も、すべて参加資格審査時に協力企業として明示し、資格書類を提出する必要がありますか。通常の専門再委託先として扱える範囲がある場合は、その条件及び複数応募の禁止の適用関係をご教示ください。	専門業者については、必ずしも協力企業として応募者に含む必要はありません。なお、提案書上に専門業者の企業名を明示した提案は可能です。 資格書類の提出及び条件、複数応募の禁止については、法令等を満たす限り特に要求しないものとしします。
20	質問	募集要項	19	Ⅲ	8	(5)			参加資格審査書類の委任状について、「ウ 委任状（代表企業）（様式第1号-3）」は、構成企業及び協力企業から代表企業への委任状と思われますが、押印は必要ないのでしょうか。	押印は不要です。
21	質問	募集要項	19	Ⅲ	8	(5)			参加資格審査書類の委任状について、「エ 委任状（受任者）（様式第1号-4）」は、代表企業から代理人への委任状と思われますので、代表企業分1部の提出とし、構成企業及び協力企業については提出不要と考えてよろしいのでしょうか。	ご理解の通りです。
22	質問	募集要項	21	Ⅲ	11	(4)			ファイルの表紙及び背表紙の記載事項については任意となりますでしょうか。	任意とします。
23	質問	募集要項	21	Ⅲ	11	(4)			正本・副本の区別はなく、全て同じものを提出するとの認識でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
24	質問	募集要項	21	Ⅲ	11	(4)			「イ 事業計画」から「キ 提案計画」までをファイル等に綴じて（うち1部はバラのままクリップ留め）とありますが、提出する15部に関して、正本・副本の区別はないと理解してよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
25	質問	募集要項	21	Ⅲ	11	(4)			「様式のサイズはA3（1枚の大きさをISO216 様式サイズ(297mm×420mm)。以下同じ。）とありますが、提案書各様式のサイズは、様式集に記載の通り、A3だけでなく、A4のものもあるため、誤記との理解でよろしいでしょうか。	誤記のため、修正します。
26	質問	募集要項	21	Ⅲ	11	(4)			「イ 事業計画」から「キ 提案計画」までをファイル等に綴じて とありますが、「キ 提案計画」は「カ 提案図面」の誤記と理解してよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。誤記のため、修正します。
27	質問	募集要項	21	Ⅲ	11	(4)			「イ 事業計画」から「キ 提案計画」までをファイル等に綴じて とありますが、ファイルはA4サイズ（A3サイズ用の紙はA4に折り込み）を使用するという理解でよろしいでしょうか。それとも、イ～オはA4サイズ、カはA3サイズのようにファイルを分けて提出することも可能でしょうか。	イ～オはA4サイズ、カはA3サイズのファイルにて提出いただくものとします。公募資料を修正します。
28	質問	募集要項	21	Ⅲ	11	(4)			ファイルの仕様（フラットファイル、リングファイル、パイプファイル等）、表紙や背表紙の記載事項にご指定はございますか。	任意とします。
29	質問	募集要項	22	Ⅲ	11	(5)	シ		「各様式に記載の枚数以内で作成」の通り、提案内容の補足資料は各様式に添付することは認められないとの認識でよろしいですか。	ご理解の通りです。市の求めがない状況において提案内容の補足資料を添付した場合は失格となります。
30	質問	募集要項	22	Ⅲ	11	(4)			アからカに記載するすべてのデータを記録したCD-R又はDVD-Rの電子媒体とありますが、ア提出書類（様式第11号～4）の記録も必要でしょうか。様式集の一覧表では不要（-）となっております。	不要です。
31	質問	募集要項	22	Ⅲ	11	(4)			CD-R又はDVD-Rの電子媒体の表面に記載する事項にご指定はございますか。	事業名、記録内容、グループ名、提案書提出日を記載してください。
32	質問	募集要項	22	Ⅲ	11	(5)			インデックスの使用については、任意との認識でよろしいでしょうか。	任意とします。

No	質問 意見 の別	質問対象	頁	大 項目	中 項目	小 項目	ア	項目名	内容	市からの回答
33	質問	募集要項	22	Ⅲ	11	(5)	ア		提案書（様式第11号から様式第15号-4まで）には各ページの下中央に通し番号を記載とありますが、様式第11号にも通し番号は必要でしょうか。（様式第11号への通し番号は不要で、様式第12号を1頁として頁数を記載すると理解してよろしいでしょうか。）	様式11号への通し番号は不要です。様式第12号を1頁として頁数を記載してください。
34	質問	募集要項	22	Ⅲ	11	(5)	ア		各提案書の表紙に関して、下中央への通し番号（ページ数）の記載は不要と理解してよろしいでしょうか。	各提案書の表紙（様式第12号、様式第13号 等）にも通し番号を記載してください。
35	質問	募集要項	22	Ⅲ	11	(5)	イ		提案書（様式第11号から様式第15号-4まで）には応募者名を記載しないとありますが、様式第11号には記載する（「様式第12号から」の誤記）と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
36	質問	募集要項	22	Ⅲ	11	(5)	イ		「応募者名を記載しない」とありますが、構成企業・協力企業以外の企業（構成企業・協力企業からの下請企業及び再委託企業、金融機関、保険会社、アドバイザー企業等）の名称は記載してよろしいでしょうか。	構成企業・協力企業以外の企業名称は記載が可能なものとします。 なお、アドバイザー企業について、助言の範囲を超えたプロジェクトマネジメント業務等を実施する場合は、構成員に含むことを原則とします。
37	質問	募集要項	22	Ⅲ	11	(5)	ウ		「A3サイズ」とありますが、提案書各様式のサイズは、様式集に記載の通り、A3だけでなく、A4のものもあるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。なお、ファイルサイズはNo. 27の回答のとおり修正するものとします。
38	質問	募集要項	22	Ⅲ	11	(5)	キ		提案図面に表記する文字の大きさは、10.5ポイント未満でも良いと理解してよろしいでしょうか。	提案図面に表記する文字の大きさは、10.5ポイント未満でも構いません。ただし、可読性に配慮したものとしてください。
39	質問	募集要項	22	Ⅲ	11	(5)	シ		「各様式に記載の枚数以内で作成」とあることから、提案内容を補完する資料を各様式に添付することは認められないとの理解でよろしいでしょうか。	No. 29の回答を参照ください。
40	質問	募集要項	22	Ⅲ	11	(5)	シ		記載枚数制限に鑑み、各様式に対する補足・補完資料等の添付は不可という認識でよろしいでしょうか。	No. 29の回答を参照ください。
41	質問	募集要項	22	Ⅲ	11	(5)	シ		各様式は指定枚数以内で作成するものと理解しておりますが、記載内容を補完する参考資料や補足資料については、審査対象外を含め添付不可との解釈でよろしいでしょうか。	No. 29の回答を参照ください。
42	質問	募集要項	23	Ⅲ	11	(5)	ス		提案書（様式第12号～第15号）に関して、各様式の提案内容の補足資料等の添付は一切認められず、提案した場合は全て無効となるとの認識でよろしいですか。	No. 29の回答を参照ください。
43	質問	募集要項	23	Ⅲ	11	(5)	ス		提案書（様式第12号～第15号）に関して、各様式の提案内容を補足説明する資料等の添付は一切認められない（無効となる）との理解でよろしいでしょうか。	No. 29の回答を参照ください。
44	質問	募集要項	23	Ⅲ	11	(5)	ス		提案書（様式第12号～第15号）への補足説明資料等の添付は不可であり、添付された場合は失格・無効対象となるかのご確認をお願いいたします。	No. 29の回答を参照ください。
45	質問	募集要項	23	Ⅲ	11	(5)	ス		提案書（様式第12号～第15号）の作成に当たり、指定された様式及び枚数以外の補足資料（参考資料、図表等を含む。）は添付不可と考えておりますが、この理解で相違ないでしょうか。	No. 29の回答を参照ください。
46	質問	要求水準書	全体						要求水準書（案）との新旧対応表をご提示願います。	別紙にて公表しましたので、参照ください。
47	質問	要求水準書	2	第1	2	(2)			「選択制への変更により発生する追加負担は、協議により合理的な範囲で市が負担する」とありますが、合理的でない範囲で事業者が負担する場合はどのような事例でしょうか。ご教授願います。	事業者の責めに帰すべき事由により生じた費用又は必要性及び金額の妥当性が確認できない費用等については、市の負担対象とはなりません。

No	質問 意見 の別	質問対象	頁	大 項目	中 項目	小 項目	ア	項目名	内容	市からの回答
48	質問	要求水準書	2	1	2	(3)			選択制の期間中はアレルギー対応食の提供が見合わせとなりますが、初期の施設整備段階でアレルギー用調理機器をすべて事業者負担で導入しておく必要があるか、あるいはスペースや配管のみの確保とし、全員給食への移行時に機器を導入する形でも可能か。（評価対象）	提案時点ではアレルギー対応食用の調理機器費用を見込んでください。 なお、全員給食実施が決定次第、速やかな移行を想定しているため、施設整備段階で調理機器の導入を求めます。
49	質問	要求水準書	3	1	2	(9)	エ		主食の提供時期について確認させてください。 要求水準書では、「大盛・小盛の対応時期は市と協議とする」旨の記載がございましたが、今回の提示資料におきましては「大盛」に関する記載が削除されております。 つきましては、大盛対応につきましても普通盛と同時に開始する（個別協議は不要）との認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
50	質問	要求水準書	4	第1	2	(11)	ウ		予備用食具の種類、数量等についてお示ください。	予備用食具は、箸（PBT箸）・スプーン（先丸）・箸かご・スプーンかごです。数量につきましては、箸1200膳、スプーン1200本、箸かご30個、スプーンかご30個程度を想定します。
51	質問	要求水準書	4	第1	2	(11)	ウ		※ランチボックス等とは、～保温保冷剤のことをいう。とありますが、「保温保冷剤」は要求水準書に関する質問及び意見に対する回答に記載がありません「蓄熱材」とは異なるものでしょうか。	同様のものです。
52	質問	要求水準書	4	第1	2	(11)	ウ		食具は生徒が持参するとなっております。 要求水準書に関する質問及び回答 No.16及び28に「箸かご、箸、スプーンかご、スプーン」の記載がありますが、これらについては本業務の洗浄・保管・配送回収等は含まれないとの認識でよろしいでしょうか。	予備として配送する分および試食会で使用する分については、洗浄・保管・配送回収等の必要があります。
53	質問	要求水準書	4	第1	2	(11)	イ		【配膳室清掃等の対象校の範囲】 本事業者が行う配膳室の日常清掃・長期休業中の清掃及び消耗品の管理・補充は、全員給食を前提とする提案時には通常給食対象校8校のみを対象とし、アレルギー対応食対象校11校は別途の通常給食受託者等が担当するとの理解でよろしいでしょうか。募集要項7頁Ⅱ・9(5)キの市が行う維持管理業務及び要求水準書50頁第5・8(2)との役割分担として、対象校の範囲をご確認ください。	ご理解のとおりです。
54	質問	要求水準書	10	第1	6				【北側市場内通路の供用後の通行条件】 北側の湘南藤沢地方卸売市場敷地内通路について、工事期間中ではなく、供用開始後の食材納入・給食配送・廃棄物回収等に係る通行条件をご教示ください。早朝・夜間・休日の利用、車種・台数の制限、通行許諾の期間、利用料及び補修費負担等について、市が確認している条件があればご提示ください。未協議の事項については、市と事業者の調整分担もお示ください。	早朝・夜間・休日の利用、車種・台数の制限、通行許諾の期間については、現時点において特に制限はありません。また、利用料及び補修費負担等は不要です。
55	質問	要求水準書	11	第2	1	(1)	イ		求められる調理能力について確認です。 要求水準書P11には「1日あたり6,000食程度の供給能力を確保」とあり、この要求は「全員給食を実施する前提」（要求水準書P2）とありますが、同じくP2に「（選択制実施による対象校の変更は）本施設の調理能力の範囲内において」行うと記載があるため、選択制給食となり配送校が増えても、提供食数は6000食を超えることはないとの理解でよろしいでしょうか。もしも、超える可能性がある場合は、想定する最大食数をお示ください。	ご理解のとおりです。
56	質問	要求水準書	11	第2	1	(1)	ウ		要求水準書に関する質問及び回答 No.41でパンは乳アレルギーについて対応予定とありますが、代替の乳不使用パンを提供するとの認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No	質問 意見 の別	質問対象	頁	大 項目	中 項目	小 項目	ア	項目名	内容	市からの回答
57	質問	要求水準書	17	第2	4	(3)	ア		<p>【通路部分の利用・管理条件】</p> <p>資料1に記載の通路部分は、施設整備後も通路として利用を保つとされています。当該通路の法的位置付け、管理者及び確保すべき通行幅等をご教示ください。また、配送車両等による横断・転回・一時停車の可否、必要な使用・占用等の手続き並びに整備後の清掃・補修の担当範囲をお示しください。駐車場・車路と通路を接続して計画する際の条件を確認したく存じます。</p>	資料1に示す通路部分は、法的には建築基準法上の道路ではなく、敷地内通路です。確保すべき通行幅は、原則として現況と同等以上としてください。配送車両等による横断、転回及び一時停車は可能ですが、駐車は認めません。敷地内通路であるため、道路法上の道路占用許可等の手続は不要です。なお、当該通路の清掃は、事業者が車両の通行に支障がない状態を確保するために必要な範囲で実施するものとしします。補修は市が実施するものとしします。
58	質問	要求水準書	19	第2	4	(4)			運転手控室については独立して設ける諸室となっておりますが、調理員等と同等の衛生管理とするなど適切な管理体制とする場合においても、独立した諸室としての設置が必須となりますでしょうか。	調理員等と同等の衛生管理とするなど適切な管理体制が図られていれば、兼用を可とします。
59	質問	要求水準書	19	第2	4	(4)			諸室の概要と留意事項について、運転手休憩室は休憩室と分けて記載されていますが、兼用してもよろしいでしょうか。	No. 58の回答を参照ください。
60	質問	要求水準書	19	第2	4	(4)			野菜・肉魚卵それぞれに設けるとありますが、部屋を仕切る必要がありますでしょうか。荷受口をそれぞれに設けるでもよいでしょうか。	検収室については、荷受口がそれぞれ設けられていれば、部屋を仕切る必要はありません。ただし衛生管理上交差しないことを基本とします。
61	質問	要求水準書	19	第2	4	(4)			可燃物庫・不燃物庫・残渣庫は兼用し、同一室内でのエリア分けでの運用でもよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
62	質問	要求水準書	19	第2	4	(4)			諸室等は同じ衛生区域内であれば表に記載のゾーンから逸脱することはお認め頂けますでしょうか。例えば、残渣庫を同汚染作業区域の検収・下処理ゾーンに配置する等。	衛生面及び機能等に支障がない範囲で逸脱することは可能ですが、食品と残渣の交差が起らないようにご配慮をお願いします。
63	質問	要求水準書	19	第2	4	(4)			表内の玄関に下足箱40名分と記載されていますが、この40名分とは調理等従事者以外の分を指しているのでしょうか。	市職員、一般利用者のほか、調理等従事者以外の分も含めた想定の大きさです。
64	質問	要求水準書	19	第2	4	(4)			玄関の下足箱：40名分は、市職員用と一般利用者用と考えて宜しいでしょうか。事業者用は別途提案との理解で宜しいでしょうか。	No. 63の回答を参照してください。
65	質問	要求水準書	19	第2	4	(4)			電気室は計画上不要であれば設けなくても宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
66	質問	要求水準書	19 22	第2	4	(4) (7)			<p>【市職員用備品・通信設備の費用区分】</p> <p>市側職員4名分の事務備品と、事務室のIP電話・LGWAN環境について、パソコン、複合機、電話機及びLAN機器等の調達・設定範囲をご教示ください。また、市側回線の引込工事、接続設定、通信利用料及び通信機器の保守費について、市と事業者の業務・費用分担をお示しください。市が既存備品・回線を移設又は別途手配するものがある場合は、その範囲をご提示ください。</p>	<p>市側職員が使用するパソコン、複合機、電話機及びLAN機器等並びに市専用回線の引込み、接続・設定、通信利用料及び通信機器の保守は、市の負担とします。</p> <p>事業者は、回線の引込み及び機器の設置に必要な空配管、配線経路、電源その他の建物側設備を整備し、これらを維持管理するものとしします。</p> <p>なお、詳細な施工区分及び接続条件は、設計段階において市と協議するものとしします。</p>
67	質問	要求水準書	21	第2	4	(5)	イ		<p>選択制給食実施を考慮した調理設備について確認です。</p> <p>要求水準書P21に記載されている「最大19校へ通常食が配送可能なよう、増設スペース及び配管を確保」が必要なのは、9月18日公表の「実施方針に関する質問及び意見に対する回答No1」で回答いただいた通り「コンテナプール、消毒保管庫スペース等」についてのみで、加熱や冷却機器等の調理に直接関わる機器については、「増設スペース及び配管を確保」は不要との理解でよろしいでしょうか。</p>	選択制の継続下においても調理食数は最大6000食を想定しているため、加熱や冷却機器等の調理に関わる機器について増設は不要と想定しています。ただし、事業者の運用上、選択制の継続下において機器の追加が必要な場合は、スペースや配管を確保してください。

No	質問 意見 の別	質問対象	頁	大 項目	中 項目	小 項目	ア	項目名	内容	市からの回答
68	質問	要求水準書	21	第2	4	(5)	イ		選択制給食が実施された場合の費用負担について確認です。 「（選択制を実施する場合の）増設分の（調理用の）機器は市の負担」とありますが、要求水準書P2には「選択制を実施する場合（中略）変更により発生する追加負担は（中略）市が負担」とありますので、選択制給食実施時の配送校の増加に伴う市の追加負担は、調理機器だけでなく、人件費、光熱水費、配送車調達費、配送車運営費など全てが対象になるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
69	質問	要求水準書	21	第2	4	(5)	イ		野菜下処理用のシンクは、全てバブルや微酸性電解水の設置が必要でしょうか。	全てのシンクへの設置は求めておりません。バブルについては汚染度の高いものを一槽目で洗浄する際に使用することを想定しております。微酸性電解水については最終槽（三槽目及び四槽目）での使用を想定しております。（文部科学省：調理場における洗浄・消毒マニュアルPart1、第3章食品、設備等の洗浄・消毒マニュアルより）
70	質問	要求水準書	21	第2	4	(5)	イ		最大19校へ通常食が配送可能なよう、増設スペース及び配管を確保すると御座いますが「要求水準に関する質問および意見に対する回答」No27、No28に本施設内で保管する予備の配送用コンテナ等の記載が御座います。No28に記載されている19校に通常食を配送する場合を想定した数量の保管スペースを本施設内に見込むという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
71	質問	要求水準書	22	第2	4	(6)	b		備蓄用食材について、第1回質疑回答No. 107にて「11,000食については市内中学生の1日分の数の想定で、機器の故障等に備えています」とのことでしたが、災害用の備蓄（炊き出し用など）を保管する予定はありますでしょうか。保管する場合は、想定されている食材、数量などをご教示ください。保管しない場合、災害用備蓄倉庫ではなく通常の備蓄倉庫となる理解で宜しいでしょうか。	災害時のほか、設備の故障等により通常の給食提供が困難となった場合に備え、アルファ米、レトルトカレー及び使い捨て容器等を11,000食程度保管することを想定しています。
72	質問	要求水準書	22	第2	4	(6)	c		【調理見学用カメラの配信条件】 対象校で調理の様子を見学するためのカメラ等について、ライブ配信・録画配信の別、同時視聴する学校数、録画の要否・保存期間及び利用可能な市・学校側の通信環境をご教示ください。学校側の受信端末・回線や配信サービス利用料の調達・費用分担もお示しください。仕様の指定がない部分は、必要な機能を満たす事業者提案とする理解でよろしいでしょうか。	調理の様子はライブ配信及び録画配信のいずれにも対応できるものとし、録画データは直近1日以上を保存してください。また、対象校における同時視聴を可能としてください。学校側では既存の受信端末及び通信環境を使用することを想定していますが、配信方式は、情報セキュリティ及び閲覧者の限定に配慮したうえで、事業者の提案によるものとします。
73	質問	要求水準書	27 28	第3	2		カ キ サ		【リハーサル・試食会の積算条件】 前回答No. 121・124では、リハーサル・試食会の内容は令和11年3月下旬の公表を想定するとされています。開催内容の最終確定時期ではなく、今回の提案価格に用いる共通条件として、回数、1回当たり食数、配送対象校及び食材の調達・費用分担をご教示ください。また、市の要請により当該積算条件を超えて実施する場合の追加費用の取扱いをお示しください。	以下の条件とします。 回数：1回 配送対象校：通常給食対象校8校及びアレルギー給食対象校11校（要求水準に記載の対象校と同様） 食数：供用開始時点の配食数と同等 食材の調達及び食材費負担：市が担う 上記の他に試食会、リハーサルを実施する場合は別途追加費用について協議することを想定します。

No	質問 意見 の別	質問対象	頁	大 項目	中 項目	小 項目	ア	項目名	内容	市からの回答
74	質問	要求水準書	28	第3	2		カ		調理・配送リハーサルは、給食を受配校まで配送し、配膳・試食・下膳・洗浄を実施することとあります。 要求水準書に関する質問及び回答 No.121に調理・配送リハーサルの詳細については令和11年3月下旬となっておりますが、各事業者が想定する実施食数や実施回数によって入札価格に差が生じるため、必要最小限の条件等についてご提示いただけないでしょうか。	No. 73の回答を参照ください。
75	質問	要求水準書	28	第3	2		ケ コ		【パンフレット・案内映像の積算条件】 パンフレット及び施設案内映像の制作費を積算するため、パンフレットの想定ページ数・印刷部数・増刷の有無並びに大人向け・児童向け・生徒向け各映像の想定時間、字幕・音声及び納品形式等について、提案時の条件をご教示ください。現時点で指定がない場合は、数量・仕様を明記した事業者提案を見積条件とし、後日市の要請で追加する場合は協議するとの理解でよろしいでしょうか。	提案上では、パンフレットの印刷部数は12,000部程度、ページ数は提案事項とします。映像については、1パターンを作成するものとし、時間及び音声・納品形式は提案事項とします。
76	質問	要求水準書	29	第4	1	(3)	イ		【間欠的な点検・清掃従事者の保菌検査】 調理場へ立ち入る設備点検員・定期清掃員等について、月1回未満の計画作業であっても、第5・3(4)イの毎月2回・年間24回の腸内細菌検査が必要でしょうか。それとも、作業日前の一定期間内に採取した検体の陰性結果を確認する方法でよいでしょうか。適用する検査項目及び有効期間をご教示ください。前回回答No. 126の緊急対応時ではなく、計画的な点検・清掃時の条件を確認するものです。	月1回未満の計画作業については、作業日の1か月以内に採取した検体の陰性結果を確認することを原則とし、詳細は市との協議によります。
77	質問	要求水準書	30	第6	1	(9)			事業期間中、通常の使い方をして、劣化、故障又は破損したものに必要な修繕、更新等に係る費用は事業者負担と記載がありますが、費用の記入欄は様式12-11、12-12のどちらの項目に記載すればよいでしょうか。	様式第12号-10価格等内訳書（維持管理費相当額）に記載するものとします。
78	質問	要求水準書	32	第4	1	(11)	ウ		【契約満了後1年間のサポート業務】 契約満了後1年間、維持管理企業が行うサポート業務について、電話・メール等による問合せ対応のみか、現地訪問、設備操作又は原因調査等まで含むかをご教示ください。受付時間、回答期限及び現地対応の有無等の最低条件並びに費用の計上方法もお示しください。事業終了時に必要な性能・状態の確保とは別に、契約満了後に継続する実務範囲を確認するものです。	電話・メール等による問合せ対応を基本としますが、本施設の修繕・更新が必要と考えられる場合など、状況により現地訪問いただく場合もあります。
79	質問	要求水準書	37	第4	7	(2)	イ		建物内部では、圧縮空気で表面から塵埃を除去する事は避ける。と記載がありますが、圧縮空気が掃除機との解釈で宜しいでしょうか。	表面の空気を吹き飛ばして清掃することは避けてください。塵埃を吸引して回収する掃除機等の使用は可能です。
80	質問	要求水準書	37 38	第4	7	(2)	イ		【高所の月次清掃と特別清掃の範囲】 調理場の内壁・天井の清掃について、「天井高が特に高い室」及び「他の室と同等の範囲」の具体的な考え方を教示ください。毎月清掃すべき高さ・範囲と、長期休暇時に実施する残りの範囲をどのように区分すればよいでしょうか。また、長期休暇時の高所清掃・特別清掃は春・夏・冬の各休暇に実施するのか、汚損状況等を踏まえた頻度の提案が可能かを教示ください。	天井高については、通常の室において月1回以上清掃する内壁及び天井と同程度の範囲をいい、具体的な高さを一律に定めるものではありません。すべての高所部分を春・夏・冬等の各長期休暇に毎回清掃する必要はなく、汚損状況、室の使用状況及び安全性を踏まえて実施時期及び頻度を提案し、市の承認を得るものとします。
81	質問	要求水準書	37 39	第4	7	(2) (3)			【清掃記録の保存期間】 清掃記録の保存期間について、37頁第4・7(2)ア(ケ)は「5年間」、39頁同(3)は「事業期間終了時まで」とされています。適用する保存期間をご教示ください。また、閲覧・提出が可能な電子データで保存することにより、紙原本の継続保管を省略できるかを教示ください。	事業期間終了時までとし、公募資料を修正します。記録の作成・保存媒体は事業者の提案に委ねます。
82	質問	要求水準書	38	第5	7	(2)	イ		長期休暇と記載がありますが、夏休み、冬休み、春休み、ゴールデンウィークの解釈で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No	質問 意見 の別	質問対象	頁	大 項目	中 項目	小 項目	ア	項目名	内容	市からの回答
83	質問	要求水準書	38	第4	7	(2)	イ		【清掃専任者によるトイレ清掃の時間帯】 トイレの清掃・消毒は「調理終了後に行う」とされています。この時間指定は、食品を取り扱わない清掃専任者にも適用されますか。専用の服装・用具・動線を確保して調理場への汚染持込みを防止する場合、清掃専任者が事務・来客用及び調理員用トイレを調理開始前又は調理中に清掃する運用は可能でしょうか。	専用の服装、用具及び動線を確保し、清掃専任者は調理場区分へ一切立ち入らない等の調理場への汚染持込を防止する措置がなされていれば、清掃専任者が事務・来客用及び調理員用トイレを調理開始前又は調理中に清掃する運用は可能とします。
84	質問	要求水準書	40	第7	9	(1)			長期修繕計画書の作成はいつまでに提出でしょうか。	施設引渡し時までに、竣工時における最終版を市に提出し確認を受けてください。
85	質問	要求水準書	41	第5	1	(3)			【第三者衛生モニタリングの最低要件】 第三者となる衛生機関等による定期的なモニタリングについて、最低実施回数、対象施設（センター・各学校配膳室）、調査・検査項目、検体数及び実施機関の資格要件等の指定はありますか。清掃効果確認の検査（38頁第4・7（2）イ（イ）i）との関係を含め、提案時の積算に必要な最低条件をご教示ください。指定がない項目は事業者の提案事項とする理解でよろしいでしょうか。	事業者の提案事項とします。
86	質問	要求水準書	44	第5	3	(1)	ウ		アレルギー対応食調理責任者についてですが栄養士の有資格者と記載がありますが実際に調理を行うものは栄養士でなければならないのでしょうか？ また、オの栄養士が兼任することはできるのでしょうか？	アレルギー対応食調理責任者が配置され、適切な指示系統が確立されていれば、栄養士が調理を行う必要はありません。また、オ 栄養士との兼任は可能です。
87	質問	要求水準書	45	第5	3	(2)	エ		配膳員の業務としてアレルギー対応食の受渡がありますが、アレルギー対応食は生徒が個々に配膳室や職員室などの決められた場所に取りに来ることを想定されておりますか？ または、通常食と一緒に渡すことを想定されておりますか？	アレルギー対応食は生徒が個々に配膳室や職員室などの決められた場所に取りに来ることを想定しています。
88	質問	要求水準書	47	第5	4		ク		食器具、容器等の保管について、要求水準書に関する質問及び回答 No.140にて配送用コンテナも含まれるとありますが、配送用コンテナについては洗浄・乾燥後に外部から汚染リスクの無い諸室内等での保管でも問題ないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
89	質問	要求水準書	51	第5	9	(1)			要求水準書に関する質問及び回答 No.154にて現施設での廃棄物量の記載がございますが、盛付後のおかず残菜・汁物とは、生徒喫食後に回収したのではなく、盛付作業終了時点で施設内に残った分となり、学校から回収してきた残菜は「残菜：6～10kg」でしょうか。	ご認識のとおりです。あくまで一例であり、残菜は日によって変動します。また、水分を切った状態での残菜量です。
90	質問	要求水準書	51	第5	9	(1)			【廃棄物の収集頻度・保管条件】 残菜、調理くず、廃油及び包装等の搬出について、市が求める最低収集頻度、最大保管日数又は搬出時間帯の指定はありますか。特に給食実施日前の作業日や休日に発生する廃棄物の取扱いをご教示ください。指定がない場合は、臭気・害虫・汚液等の対策を講じ、衛生上支障のない保管・収集計画を事業者が提案するとの理解でよろしいでしょうか。	収集頻度及び保管日数等については、衛生上支障がない範囲で事業者の提案事項とします。
91	質問	要求水準書	50 51	第5	8	(7) (8)			【牛乳パック等の処理・搬出範囲】 牛乳パック及び使用済みストローの「市指定の方法」について、分別方法、学校内の引渡場所、収集・処理の担当者及び費用負担をご教示ください。学校の既存回収に引き渡すのか、本事業者がセンターへ持ち帰り処理するのかを確認したく存じます。水栓が使用できない場合及び試食会の未洗浄パック並びに第5・8（1）の小物容器・パン袋等についても、取扱いが異なる場合はお示しください。	牛乳パック及び使用済みストローは学校にて処理を行います。 具体的には、各校配膳員が飲み残しの牛乳を処理し、牛乳パックを開披・洗浄して乾燥させ、牛乳パック及び使用済みストローを回収場所に保管します。学校以外での試食会開催があった場合には、牛乳パックを回収しセンターへ持ち帰ります。小物容器・パン袋についても、センターへ持ち帰る想定です。

No	質問 意見 の別	質問対象	頁	大 項目	中 項目	小 項目	ア	項目名	内容	市からの回答
93	質問	資料1： 接道図							また、接道図には赤線の「接道部分」を含む南東道路について2項道路（未確定）の記載があります。 当該箇所について、基準法上の道路としての扱いを決定する上で道路と敷地との境界確定を行う必要があるという認識でよろしいでしょうか。 その場合の境界確定作業および費用については市側所掌という認識でよろしいでしょうか。	後日別途公表いたします。
94	質問	資料1： 接道図							接道図には、敷地南側道路の大半について「復元が必要な42条1項道路」の記載があります。 この「復元」についての検討・協議・設計・施工等は本事業において行う必要はないという認識でよろしいでしょうか。	「復元が必要な42条1項道路」は事業用地の前面道路でないため、本事業に関連して復元を実施する必要はありません。
95	質問	資料1： 対象地図面							対象地図面には、事業対象地として既存南部方面収集事務所敷地以外に、東側の通路用地およびその東側の不整形の土地も図示されています。 当該範囲についても本事業において整備が必要ということでしょうか。 また、その場合通路の東側の敷地の用途はどのように想定されていますでしょうか。	事業対象地（東側）は、市としては駐車場としての利用を想定しており、本事業において舗装等の整備を想定していますが、用途及び整備内容は事業者の提案事項とします。
96	質問	資料1： 対象地図面、 要求水準書	32	第4	1	(13)			上記に関連して、募集要項には「事業者が管理する対象は、原則として事業者が本事業の中で整備を実施する範囲とする」との記載があることにより、上記通路用地および東側敷地も本事業における維持管理業務の対象となるという事でしょうか。	ご理解のとおりです。
97	質問	資料12							資料12のランチボックス等が公表されていないため、内容を確認しての検討ができません、資料公表後に15日〆切以降に再質問をさせていただきます。よろしくお願いいたします。	「資料12 市が用意するランチボックス等」に関する質問のみ再質問を受け付けました。
98	質問	審査基準書	9	別表1					評価項目「6 地域経済・地域社会への配慮や貢献」の①に「地域における雇用促進」とありますが、「市民」の雇用数を記載するとの理解でよろしいでしょうか。	地域における雇用促進については、示し方を含め事業者の提案事項とします。
99	質問	審査基準書	9	別表1					評価項目「6 地域経済・地域社会への配慮や貢献」の②に「地域企業」とありますが、地域企業の定義をご教示ください。市内に本社を置く企業と理解してよろしいでしょうか。	市内に本社を置く企業のほか、市内に支店・営業所や工場を置く企業も含めますが、それぞれが区別可能なような表現としてください。
100	質問	審査基準書	9	別表1					評価項目「7 環境への配慮」の①に「DX、GX」とありますが、本事業において貴市が期待されているDX・GXに関する具体的な取組内容を例示していただけないでしょうか。	DX・GXに関する具体的な取組内容は、事業者の提案事項とします。例えば、施設・設備の最適制御、業務記録のデジタル化、食品ロスの削減、省エネルギー設備の導入、再生可能エネルギーの活用等を想定していますが、これらに限るものではありません。
101	質問	審査基準書	10	別表1					2施設整備業務に関する事項、3内部計画に「⑤予想される将来の利用形態の変容に対し優れた提案」とありますが、将来的にどのような利用形態になる想定でしょうか。（例：弁当方式から食缶方式に変更など）ご提示願います。	将来の生徒数の減少や、それに伴う6,000食の範囲内での配送校の増加を想定しています。また、個々の状況に応じた食形態や献立・調理方法及び提供方法の多様化等、学校給食に求められる内容の質的な変化も考えられます。これらの変化に柔軟に対応できる施設・設備及び運用上の工夫をご提案ください。
102	質問	審査基準書	10	別表1	2				内部計画には、調理設備の配置や台数、仕様等の提案内容が重要になるため、内部計画に係る評価の対象様式として「様式第16号-9」（調理設備計画図）も追加していただけないでしょうか。	対象様式に様式第16号-9を追加します。なお、審査基準書に挙げた様式は当該項目の審査上特に重要な様式であり、その他の様式も必要に応じて評価対象とします。
103	質問	審査基準書	12	別表1	4				運営業務の実施体制（調理員の配置人数等）は、調理工程や動線に基づいて計画することになるため、「業務実績、運営業務実施体制・品質の確保」に係る評価の対象様式として、様式第15号だけでなく、「様式第16号-10」（作業工程表・作業動線図）も追加していただけないでしょうか。	審査基準書に挙げた様式は当該項目の審査上特に重要な様式であり、様式第16号-10についても必要に応じて評価対象とします。

No	質問 意見 の別	質問対象	頁	大 項目	中 項目	小 項目	ア	項目名	内容	市からの回答
104	質問	審査基準書	12	別表1	4				調理施設内の衛生管理に関する提案内容は、調理工程や動線の考え方と関連するため、「衛生管理の徹底」に係る評価の対象様式として、様式第15号だけでなく、「様式第16号-10」(作業工程表・作業動線図)も追加していただけないでしょうか。	審査基準書に挙げた様式は当該項目の審査上特に重要な様式であり、様式第16号-10についても必要に応じて評価対象とします。
105	質問	様式集 (その1)							A3の図面集について、各グループの差が出ないよう、縮尺を配置図は1/500、平面図・立面図・断面図等は1/250としていただけないでしょうか。	配置図、平面図、立面図及び断面図等の縮尺は、各図面の内容が明瞭かつ判読可能となるよう、事業者において適切に設定してください。なお、配置図は1/500、平面図等は1/250を標準としますが、A3用紙への収まりや可読性を踏まえ、縮尺を変更しても構いません。
106	質問	様式集 (その1)	9	様式第1号 -6					「様式第1号-6 添付書類提出確認書」において、「企業単体の有価証券報告書又は税務申告書」とありますが、決算報告書でも可能でしょうか。	決算報告書も可とします。ただし、企業単体の財務状況を確認できる貸借対照表、損益計算書等の計算書類一式を提出してください。
107	質問	様式集 (その1)	34	様式第12号 -3					事業スケジュールは、事業契約締結時(2027年9月)から維持管理・運営業務の開始時(2030年4月)までの期間を対象とした工程表を記載するとの理解でよろしいでしょうか。	事業スケジュールは、事業契約締結時(2027年6月予定)から維持管理・運営業務の開始時(2030年4月)までの期間を対象として記載してください。
108	質問	様式集 (その1)		様式13号-3					様式13号-3「調理設備・備品計画」において「提供食数、調理時間を考慮した選定」の記載が求められていますが、調理時間の制限は、盛付(弁当容器の蓋をしめたタイミング)から資料7に記載されている各学校の昼食時間までが、副菜と主食は3時間、汁物は2時間以内が遵守できれば、調理にかかる時間については特に制限はないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
109	質問	様式集 (その1)		様式16-10	9				様式16-10作業工程表・作業動線図について、何日分作成するのか、対象となる献立については資料11調理指示書(例)より、事業者の判断にて選択するとの認識でよろしいでしょうか。公平性を保つために指定いただけないでしょうか。	対象となる献立について、令和7年12月4日の献立を必須とします。
110	質問	様式集 (その1)			9				注2)に調理設備計画について、作業段階ごとに使用する調理設備とその作業内容が分かるように記載とありますが、こちらの内容については「様式16-9調理設備計画図」または「様式16-10作業工程表・作業動線図」のいずれかの様式に記載すれば問題ないとの認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
111	質問	様式集 (その1)		第16号-11					第16号-11「調理設備一覧」において、必要な項目が記載されていれば、記載しやすいよう列を追加してもよろしいでしょうか。(例:寸法のC列を「間口、奥行、高さ」の3列に分ける、など)	必要に応じて列の追加も可とします。
112	質問	様式集 (その2)		様式第12号 -6					長期収支計画書は消費税及び地方消費税を含む額を記述するとありますが、契約後の経理処理を税抜きで処理することを想定する場合、継続性を確保するために提案段階でも税抜きで計上してもよろしいでしょうか(消費税額は、仮受消費税、仮払消費税などとして別途計上)。	他の価格様式との整合を確保するため、①損益計算書及び②資金収支計算書は、いずれも消費税及び地方消費税を含む額で記載してください。税抜額での管理を予定する場合は、税込額との対応関係が確認できるよう、税抜額、消費税及び地方消費税額を参考として併記することも可とします。
113	質問	様式集 (その2)		様式第12号 -6					資金収支計算書は、資金の入出金を計画して作成します。営業収入の最終請求は2045/4に発生しますので、2045年度の入金となります。また法人税や消費税などの納税は2045年度、2046年度まで影響しますので、2045年、2046年分は2044年度に加算してもよろしいでしょうか	2045年度や2046年度の入出金が発生する場合は、列を追加して記載ください。
114	質問	様式集 (その2)		様式第12号 -6					消費税及び地方消費税は預り金であり損益とは関係ないので、①損益計算書は消費税及び地方消費税は含まない形式で記載してもよろしいでしょうか	No. 112の回答を参照ください。
115	質問	様式集 (その2)		様式第12号 -6					貴市の事業所税の扱いについて、提案金額算定の条件をそろえるため、SPCに対して事業所税の計算が必要でしょうか。	事業所税については、SPCの事業所床面積、従業者給与総額その他の課税要件を踏まえ、関係法令等に基づき事業者において算定し、必要額を提案価格及び長期収支計画に含めてください。

No	質問 意見 の別	質問対象	頁	大 項目	中 項目	小 項目	ア	項目名	内容	市からの回答
116	質問	様式集 (その2)		様式第12号 -7					キャッシュフロー計算書は、資金の入出金を計画して作成します。営業収入の最終請求は2045/4に発生しますので、2045年度の入金となります。また法人税や消費税などの納税は2045年度、2046年度まで影響しますので、2045年、2046年分は2044年度に加算してもよろしいでしょうか	No. 113の回答を参照ください。
117	質問	様式集 (その2)		様式第12号 -7					キャッシュフロー計算書は消費税及び地方消費税を含む額を記述するとありますが、落札後の経理処理を税抜きで処理することを想定する場合、継続性を確保するために提案段階でも税抜きで計上してもよろしいでしょうか（消費税額は、仮受消費税、仮払消費税などとして別途計上）。	他の価格様式との整合を確保するため、キャッシュフロー計算書は、消費税及び地方消費税を含む額で記載してください。税抜額での管理を予定する場合は、税込額との対応関係が確認できるよう、税抜額、仮受消費税、仮払消費税及び消費税等の納付・還付額を参考として併記することも可とします。
118	質問	様式集 (その2)		様式第12号 -7					DSCRの計算は、消費税抜きで計算すれば良いのでしょうか。金融機関からの要請にもとづく算定方法で計算するのも可能でしょうか。	DSCRは、消費税を除いた金額で計算してください。金融機関から別の算定方法を求められる場合は、算式及び算定対象項目を明示したうえで、その算定結果を併記することも可とします。
119	質問	様式集 (その2)		様式第12号 -8					食数（食）について、提案金額算定の条件をそろえるため、提案の条件とする各年度の年間提供食数を明示していただけますでしょうか。	No. 14の回答を参照ください。
120	質問	様式集 (その2)		様式第12号 -8					食数提供の日数が曖昧であるため、提案金額算定の条件をそろえるため、提案の条件とする各年度の日数を明示していただけますでしょうか。	No. 14の回答を参照ください。
121	質問	様式集 (その2)		様式第12号 -8					税込み表示にするために、サービス対価の各行は税抜きで記載し、サービス購入料合計（税込）の前行に、サービス購入料合計（税抜）と消費税及び地方消費税を記載する行を設けて記載してもよろしいでしょうか。	一部項目を税抜として入力する場合はそれを明示するほか、一時支払い金、割賦料について、税込金額が分かるようにしてください。また、※委託料の内訳 内の金額は税込の金額を入力してください。
122	質問	様式集 (その2)		様式第12号 - 10					税込み表示にするために、各行は税抜きで記載し、合計の前行に、小計（税抜）と消費税及び地方消費税を設けて記載してもよろしいでしょうか。	各行を税抜額で記載し、合計の前に小計（税抜）並びに消費税を追加することは可とします。ただし、合計額は消費税を含む額とし、関連する価格様式の税込額と一致させてください。
123	質問	様式集 (その2)		様式第12号 -10					SPCの運営経費や利益相当額等は、「⑨ その他」に計上してよろしいでしょうか。	供用期間中のSPC関連経費は、様式第12号 - 11価格等内訳書（運営費・開業準備費相当額）中の⑤その他の業務に記載してください。
124	質問	様式集 (その2)		様式第12号 -11					税込み表示にするために、各行は税抜きで記載し、合計の前行に、小計（税抜）と消費税及び地方消費税を設けて記載してもよろしいでしょうか。	各行を税抜額で記載し、合計の前に小計（税抜）並びに消費税を追加することは可とします。ただし、合計額は消費税を含む額とし、関連する価格様式の税込額と一致させてください。
125	質問	様式集 (その2)		様式第12号 - 11					SPCに関連する費用を記載する様式がありませんが、「⑤ その他の業務」に記載すべきでしょうか。それともSPC費用の明細は記載不要でしょうか。	No. 123の回答を参照ください。
126	質問	様式集 (その2)		様式第12号 - 11					様式第12号-8サービス購入料支払い計算書との数値を関連・整合させるために、こちらのシートは、固定費のみで記載すべきでしょうか。または変動費分を行を追加して記入してもよろしいでしょうか。	変動費分を行を追加して記入してください。
127	質問	様式集 (その2)		様式第12号 -11					開業準備期間中の施設の維持管理費は、様式第12号 - 11価格等内訳書（運営費・開業準備費相当額）に記入するのではなくこちらのシートに記入するとうでよろしいでしょうか。	開業準備期間中の施設の維持管理費は、様式第12号-10価格等内訳書（維持管理費相当額）のR11年度に記入してください。
128	質問	様式集 (その2)		様式第12号 -11					SPCの運営経費や利益相当額等は、「⑤その他の業務」に計上してよろしいでしょうか。	No. 123の回答を参照ください。
129	質問	様式集 (その2)		様式第16号 -11					調理設備一覧の注釈※2において、行の追加は適宜可とされていますが、列の追加も可能でしょうか。また、一覧と照合するための機器配置図は様式16-11に添付する体裁でよろしいでしょうか。	No. 111の回答を参照ください。
130	質問	様式 (Excel編)	様式第12号-6長期 収支計画書	①損益計算 書					消費税及び地方消費税は預り金であり損益とは関係ないので、①損益計算書は消費税及び地方消費税は含まない形式で記載してもよろしいでしょうか	No. 112の回答を参照ください。

No	質問 意見 の別	質問対象	頁	大 項目	中 項目	小 項目	ア	項目名	内容	市からの回答
131	質問	様式 (Excel編)	様式第12号-6長期 収支計画書	①損益計算 書					貴市の事業所税の扱いについて、入札金額算定の条件をそろえるため、SPC に対して事業所税の計算が必要でしょうか	No. 115の回答を参照ください。
132	質問	様式 (Excel編)	様式第12号-6長期 収支計画書	②資金収支 計算書					長期収支計画書は消費税及び地方消費税を含む額を記述するとありますが、 落札後の経理処理を税抜きで処理することを想定する場合、継続性を確保す るために提案段階でも税抜きで計上してもよろしいでしょうか（消費税額 は、仮受消費税、仮払消費税などとして別途計上）。	No. 112の回答を参照ください。
133	質問	様式 (Excel編)	様式第12号-6長期 収支計画書	②資金収支 計算書					資金収支計算書は、資金の入出金を計画して作成します。営業収入の最終請 求は2025/4に発生しますので、2025年度の入金となります。また法人税や消 費税などの納税は2025年度、2026年度まで影響しますので、2025年、2026年 分は2024年度に加算してもよろしいでしょうか	No. 113の回答を参照ください。
134	質問	様式 (Excel編)	様式第12号-7 キャッシュフロー 計算書						キャッシュフロー計算書は、資金の入出金を計画して作成します。営業収入 の最終請求は2025/4に発生しますので、2025年度の入金となります。また法 人税や消費税などの納税は2025年度、2026年度まで影響しますので、2025 年、2026年分は2024年度に加算してもよろしいでしょうか	No. 113の回答を参照ください。
135	質問	様式 (Excel編)	様式第12号-7 キャッシュフロー 計算書						キャッシュフロー計算書は消費税及び地方消費税を含む額を記述するとあり ますが、落札後の経理処理を税抜きで処理することを想定する場合、継続性 を確保するために提案段階でも税抜きで計上してもよろしいでしょうか（消 費税額は、仮受消費税、仮払消費税などとして別途計上）。	No. 117の回答を参照ください。
136	質問	様式 (Excel編)	様式第12号-7 キャッシュフロー 計算書						DSCRの計算は、消費税抜きで計算すれば良いのでしょうか。金融機関からの 要請にもとづく算定方法で計算するのも可能でしょうか。	No. 118の回答を参照ください。
137	質問	様式 (Excel編)	様式第12号-8サー ビス購入料支払い 計算書						食数（食）について、入札金額算定の条件をそろえるため、提案の条件とす る各年度の年間提供食数を明示していただけますでしょうか	No. 119の回答を参照ください。
138	質問	様式 (Excel編)	様式第12号-8サー ビス購入料支払い 計算書						食数提供の日数が曖昧であるため、入札金額算定の条件をそろえるため、提 案の条件とする各年度の日数を明示していただけますでしょうか	No. 14の回答を参照ください。
139	質問	様式 (Excel編)	様式第12号-8サー ビス購入料支払い 計算書						税込み表示にするために、サービス対価の各行は税抜きで記載し、サービス 購入料合計（税込）の前行に、サービス購入料合計（税抜）と消費税及び地 方消費税を記載する行を設けて記載してもよろしいでしょうか	No. 121の回答を参照ください。
140	質問	様式 (Excel編)	様式第12号 - 9価格 等内訳書（施設整 備費相当額）						税込み表示にするために、各行は税抜きで記載し、合計の前行に、小計（税 抜）と消費税及び地方消費税を設けて記載してもよろしいでしょうか	各行を税抜額で記載し、合計の前に小計（税抜）並 びに消費税を追加することは可とします。ただし、 合計額は消費税を含む額とし、関連する価格様式の 税込額と一致させてください。
141	質問	様式 (Excel編)	様式第12号-10価格 等内訳書（維持管 理費相当額）						税込み表示にするために、各行は税抜きで記載し、合計の前行に、小計（税 抜）と消費税及び地方消費税を設けて記載してもよろしいでしょうか	No. 122の回答を参照ください。
142	質問	様式 (Excel編)	様式第12号-10価格 等内訳書（維持管 理費相当額）						開業準備期間中の施設の維持管理費は、様式第12号 - 11価格等内訳書（運営 費・開業準備費相当額）に記入するのではなくこちらのシートに記入する というでよろしいでしょうか	No. 127の回答を参照ください。
143	質問	様式 (Excel編)	様式第12号 - 11価 格等内訳書（運営 費・開業準備費相 当額）						税込み表示にするために、各行は税抜きで記載し、合計の前行に、小計（税 抜）と消費税及び地方消費税を設けて記載してもよろしいでしょうか	No. 124の回答を参照ください。
144	質問	様式 (Excel編)	様式第12号 - 11価 格等内訳書（運営 費・開業準備費相 当額）						SPCに関連する費用を記載する様式がありませんが、「⑤ その他の業務」 に記載すべきでしょうか。それともSPC費用の明細は記載不要でしょうか。	No. 123の回答を参照ください。
145	質問	様式 (Excel編)	様式第12号 - 11価 格等内訳書（運営 費・開業準備費相 当額）						様式第12号-8サービス購入料支払い計算書との数値を関連・整合させるた めに、こちらのシートは、固定費のみで記載すべきでしょうか。または変動費 分を行を追加して記入してもよろしいでしょうか	No. 126の回答を参照ください。

No	質問意見の別	質問対象	頁	大項目	中項目	小項目	ア	項目名	内容	市からの回答
146	質問	基本協定書	4	第5	2	(4)			「事業者の議決権株式会社等に関する権利義務を譲渡」とあるのは、「事業者の議決権株式会社等を譲渡」と同義であると理解して宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
147	質問	基本協定書	5	第7					本条では、「甲」「乙」ではなく、事業契約書側の「事業者」「本市」という定義が用いられておりますので、修正をお願いいたします。	ご指摘を踏まえて修正します。
148	質問	基本協定書	5	第7	1				違約金の支払者は帰責者が原則かと存じますので、条文の文頭につきまして、「乙のいずれかが前条（事業契約の締結）第5条各号のいずれかに該当するときは、当該該当者は（該当者が複数名の場合は連帯して）、甲が事業契約の…」（下線部修正箇所）に修正することをご検討いただけるとありがたい。	原案のとおりとします。
149	質問	基本協定書	5	第7	1				本項において、「事業者」に対し契約金額の10分の1に相当する違約金が発生する旨が規定されておりますが、第6条第5項各号は、いずれも「乙」が該当した場合を前提としており、基本協定書締結後に設立する特別目的会社である「事業者」が該当する事態は想定されていないものと理解しています。そのうえで、当該規定の目的である独占禁止法の違反抑止、並びに当該事由が発生した場合における市の損害回復又は制裁的対応は、原因行為者である「乙」に対して直接的に負担させることで十分に達成可能であり、「事業者」に連帯して負担させることは合理性に欠けるものと思料します。また、「事業者」に同違約金リスクが付されている場合、返済原資の毀損リスクに対応するため、金融機関から違約金相当額のリザーブ設定等の信用補完措置を求められる可能性があり、その結果、資金調達コストが増加し、ひいては事業全体のコスト増につながります。以上から、同違約金を「事業者」ではなく「乙」にのみ発生する建付けへ変更することを要望します。	ご意見を踏まえ、当該違約金に係る当事者を「乙」とします。
150	質問	基本協定書	5	第7	2				違約金の支払者は帰責者が原則かと存じますので本項の削除をご検討いただけるとありがたい。	原案のとおりとします。
151	質問	基本協定書	6	第10	1	(1)、(2)			7条同様に、連帯しての文言の削除をご検討いただけるとありがたい。	原案のとおりとします。
152	質問	基本協定書	7	第11	1	条項新設			第5号として「(5) 開示者から開示を受けた情報によらずに被開示者が独自に開発した情報」を追加いただけるとありがたい。	ご意見を踏まえ、当該文言を追加します。
153	質問	事業契約書	6	第7	1	5			第3号及び第4号は「施設整備業務に係る債務」を対象としているのに対し、第5号は「本契約による債務」とされていますが、第2項の保証の額が施設整備業務に係るサービス対価相当額を基準としていることからしても、第5号の履行保証保険も、施設整備業務に係る債務の不履行により生ずる損害を填補するもの（保険期間は本施設の引渡しまで）で足りるとの理解でよろしいでしょうか。そうであれば、第5号の「本契約による債務」を「施設整備業務に係る債務」に修正いただきたく。	ご理解のとおりです。ご意見を踏まえ、第5号の「本契約による債務」を「施設整備業務に係る債務」に修正します。

No	質問 意見の別	質問対象	頁	大 項目	中 項目	小 項目	ア	項目名	内容	市からの回答
154	質問	事業契約書	8	第12	4				追加的な費用を貴市に負担いただく場合、当該追加費用には合理的な範囲での金融費用も含まれるとの認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
155	質問	事業契約書	9	第14	3				増加費用又は損害による費用を貴市に負担いただく場合、当該費用には合理的な範囲での金融費用も含まれるとの認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
156	質問	事業契約書	10	第16	7				「本施設に係る工事を行うこと自体」に関する近隣住民対応により発生した損害、損失又は費用につきましては市でご負担いただけたとの理解でよろしいでしょうか。また、その旨の明記をご検討いただけたとありがたく。	「本施設に係る工事を行うこと自体」は「募集要項などにおいて本市が設定した条件」に含まれるため、本市が損害、損失又は費用を負担します。
157	質問	事業契約書	13	第25	5				増加費用若しくは損害を貴市に負担いただく場合、当該増加費用若しくは損害には合理的な範囲での金融費用も含まれるとの認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
158	質問	事業契約書	15	第28	5				損害による費用を貴市に負担いただく場合、当該費用には合理的な範囲での金融費用も含まれるとの認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
159	質問	事業契約書	15	第31	1				「工事の施行に伴い通常避けることのできない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶その他これに類する理由により第三者に及ぼした損害」につきましては、市でご負担いただけたとありがたく。	原案のとおりとします。なお、本市の責めに帰すべき事由、本市が指定した施工方法若しくは条件又は本市が提示した資料の誤り等に起因する損害については、この限りではありません。
160	質問	事業契約書	17	第35	1				プロジェクトファイナンスでの融資実行に際して、金融機関から、引渡し完了を確認できる証憑の提出が求められます。引渡し後において、貴市から引渡しを証する書面を発行いただけますでしょうか。また、発行いただける場合、引渡しから発行までの期間をご教示ください。	本施設の引渡し後、事業者から求めがある場合は、引渡しを証する書面を速やかに発行します。具体的な様式及び発行時期は、事前に事業者と協議します。
161	質問	事業契約書	18	第37	1				「請負者」の表記が正確かご確認ください。	ご意見を踏まえ、「事業者」に修正します。
162	質問	事業契約書	18	第37	5				本項により保証書を差し入れる者が複数となる場合（建設企業のほか、調理設備の調達・設置を担う企業等）には、各保証人が保証する範囲を、当該保証人が自ら施工し又は調達・設置した部分の契約不適合に関する債務に限定することができるとの理解でよろしいでしょうか。そうであれば、別紙6（保証書の様式）第1条についても、保証の範囲を限定できるよう修正いただきます。	各保証人の保証範囲を、当該保証人が施工又は調達・設置した部分に係る契約不適合責任に限定することは可能とします。ただし、施設整備業務の全範囲がいずれかの保証対象となり、保証範囲に空白が生じないように、各保証書に対象範囲を明記してください。なお、事業者が本事業契約第37条に基づき負う責任は、原案のとおりとします。
163	質問	事業契約書	20	第41	3				下線部の追記をいただけたとありがたく。 「維持管理・運営業務に関して事業者が使用する構成員その他の第三者の責めに帰すべき事由は、その原因及び結果の如何を問わず、 <u>本市の責めに帰すべき事由がない限り、事業者の責めに帰すべき事由とみなす。</u> 」	原案のとおりとします。なお、本項は、構成員その他の第三者の責めに帰すべき事由を事業者の責めに帰すべき事由とみなすものであり、本市の責めに帰すべき事由を事業者に負担させるものではありません。
164	質問	事業契約書	24	第49	1				かっこ書中の「第73条（付保すべき保険）第2項」は「第1項」の誤記かと存じます。	ご意見を踏まえ、修正します。
165	質問	事業契約書	24	第50	1				第三者に帰責事由のある本施設の損害賠償請求につきましては、本施設の引渡しの前後で区分し、引渡し前は事業者の責任及び費用負担、引渡し後は市の責任及び費用負担としていただけたとありがたく。	原案のとおりとします。なお、第三者が不明である場合その他やむを得ない事由により損害の負担を求めることができない場合は、第50条第2項から第5項までの規定に基づき、本市が一定範囲の費用を負担します。

No	質問 意見 の別	質問対象	頁	大 項目	中 項目	小 項目	ア	項目名	内容	市からの回答
166	質問	事業契約書	26	第53	1	条項新設			第5号として「(5) 法令変更等による増加費用で資本的支出にかかるもの」を追加していただけるとありがたく。	原案のとおりとします。
167	質問	事業契約書	29	第63	1	(8)			「著しい社会規範に反する行為」とは、本事業に関係する重大な法令違反とは異なりますでしょうか。異なる場合にはその判断基準又はその参考となる具体例をご教示いただけるとありがたく。	「著しい社会規範に反する行為」は、本事業に関係する重大な法令違反に限らず、重大な不正、隠蔽、改ざんその他給食施設を整備・運営する者としての信用を著しく損なう行為を含みます。該当性は、行為の内容及び重大性、本事業への影響並びに社会的信用の毀損の程度等を踏まえ、個別に判断します。
168	質問	事業契約書	29	第63	1	(9)			本号で引用されている「第65条（不可抗力又は法令変更等による解除権）第3項」について、第65条に第3項が存在しませんので、ご確認ください。	ご意見を踏まえ、本号の該当文言を削除します。
169	質問	事業契約書	29	第63	2	(1)			完成確認書の交付前に解除された場合の違約金に関して、「施設整備に係る資金調達に伴う利息相当額のサービス対価を含む」とありますが、「施設整備に係る資金調達に伴う利息相当額のサービス対価」とは、何を指しているのかご教示ください。（完成確認書の交付前に解除された場合の違約金は、「施設整備業務に係るサービス対価相当額から割賦金利相当額を控除し、消費税及び地方消費税を含む額の10分の1に相当する額」になるとの理解でよろしいでしょうか。）	施設整備費のうちの割賦料には割賦金利相当額も含まれますが、当該部分も違約金算定の基礎に含まれることを確認したものととなります。ただし、ご指摘を踏まえ、当該部分につき「施設整備業務に係るサービス対価相当額から割賦金利相当額を控除し、消費税及び地方消費税を含む額の10分の1に相当する額」に修正します。
170	質問	事業契約書	30	第64	2				他の条文と同様に「合理的な範囲の」との表現を削除いただけるとありがたく。	原案のとおりとします。
171	質問	事業契約書	30	第66	3				貴市が支払う出来形部分に相応するサービス対価には、当該出来形を構築する上で必要であった費用（事前調査費、設計費、SPCの運営経費や金融費用等）も含まれるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
172	質問	事業契約書	34	第75	1				最初の事業年度は設立日からとなるため、その旨の条文が必要ではないでしょうか。	事業契約の下での事業者の初年度の事業年度に関しては、第1条第21号ただし書において定義していません。なお、事業者における会社法上の最初の事業年度が設立日からである点を否定するものではありません。
173	質問	事業契約書	35	第77	9				第10項ただし書との平仄を合わせるため、文末に以下の文言の追記をいただけるとありがたく。 「ただし、本市が特に指定した工事材料、施工方法、維持管理方法等に関する知的財産権については、この限りでない。」	ご意見を踏まえ、当該文言を追記します。

No	質問 意見 の別	質問対象	頁	大 項目	中 項目	小 項目	ア	項目名	内容	市からの回答
174	質問	事業契約書	46	1	2	(1)			施設整備費の一時支払金については、「事業者が本市から完成確認書を受領し、本施設を本市に引渡し所有権を移転した後、請求書を本市に対して提出するものとし、本市は当該請求書受領後 30日以内に支払うものとする」となってます。他のPFIの事例をとっても、「本施設の引渡し後」から「市が事業者」に国の交付金等の収入の用途がたった旨の通知をした日」まで、数ヶ月を要しています。どの程度の日数を想定されているのかご教示ください。	交付金等の入金時期にかかわらず、事業者は本施設の引渡し及び所有権移転後に請求書を提出でき、本市は当該請求書の受領後30日以内に一時支払金を支払います。
175	質問	事業契約書	49	3		(2)			改定は変動費単価も改定される認識でよろしいでしょうか。改定されるとした場合はどの指数をもちいられますか。	ご理解のとおり、変動料金単価も物価改定の対象とします。改定率は、事業契約書別紙7に掲げる指標のうち、事業者が提案時に示した変動料金単価の費用構成に対応する各指標を、当該費用の構成割合に応じて重み付けして算出するものとします。
176	質問	事業契約書	57	別紙8	6	(1)	②		第1段落3行目に「1日につき」とあるのは「1回につき」という意味と理解して宜しいでしょうか。	「1日につき」となります。対応の遅延が継続する場合は、遅延した日ごとにペナルティポイントを加算する趣旨であり、「1回につき」ではありません。
177	質問	事業契約書	61	別紙9	1	(3)			本号で引用されている「第64条（事業者の解除権）第2項に規定する損害賠償請求権」の記載が正確かご確認ください。	ご指摘を踏まえ、当該記載につき「第63条（本市の解除権）第2項に規定する違約金支払請求権及び同条第4項に規定する損害賠償請求権」に修正します。